

第203号

くらしウォッチャーだより

contents

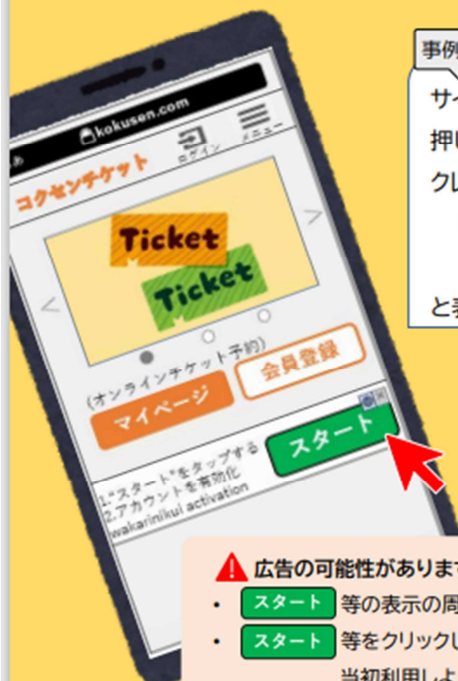
★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー 4・5月調査結果から

＜消費生活関連・食品の品質表示関連＞

意図せず別サイトに誘導され、サブスク契約してしまうトラブル

その **スタート** ボタン 海外事業者の広告かも！？



事例

サイトで会員登録しようと **スタート** を
押して移動した画面に
クレジットカード情報などを入力したら、
「5日間の無料期間後、
月額約7,500円かかる」
と表示された。

実は…
別事業者の広告！
クリックしないで！

⚠ 広告の可能性があります。

- ・ **スタート** 等の表示の周辺に「☒」などがある
- ・ **スタート** 等をクリックして遷移した画面のURLが
当初利用しようとしたサイトと関連がない

※「OK」、「今すぐ視聴する」など「スタート」以外の場合もあります

海外事業者とのトラブル相談は、
「188」に電話、また越境消費者センター（CCJ）へ！



独立行政法人 国民生活センター

2024.05

「チケット予約」などの
公式サイト
「スタート」ボタンがあった！

予約するため
「スタート」ボタンを押した！

様式に従い
「クレジットカード」の
情報を入力した。

あれ？
「海外事業者のサブスク」
契約になった

なぜ？

「スタート」ボタン
が、海外事業者の
サブスク契約の広告だ
った？

「公式サイト画面」に
「別の事業者の広告」が
貼り付いていたなんて。

消費生活関連

4・5月中に12名のウォッチャーから報告を受けた情報を販売形態別にまとめました。

電話勧誘

*** 電話の怪しい勧誘, しつこい勧誘, 目的がわからない勧誘などの報告です ***

- ・携帯電話に「電気料金について」と自動音声案内。すぐに電話を切ったので詳しい内容は不明。
- ・服や靴, かばん等, 不用品買い取り業者からの電話に「売るものは何も無い」と言って断った。
- ・携帯電話に自動音声案内で, 何かの勧誘電話がかかってきたが, すぐに切った。

消費生活相談員からのコメント

最近では, 固定電話ばかりでなく, 携帯電話にも勧誘の電話がかかって来るようになりました。事業者からの勧誘以外に「実在する大手企業の名称を騙った詐欺」の電話である可能性もあるため注意が必要です。

訪問販売

- ・訪問した事業者から「災害対策してますか? 太陽光蓄電池の無料シュミレーションのご案内」と書かれたチラシを渡され, シュミレーションを勧められた。地図上に沢山の印がついた画像をタブレットで見せられ「シュミレーションしたお宅が多い」と言われたが, 断った。礼儀正しく丁寧な説明をする業者だったが, 勧め方は強引で, 3回断ってようやく帰ってもらった。チラシには電話番号と業者名が書かれているが, 住所が書かれておらず, 詳しいことについてはQRコードを読み込むよう書かれている。
- ・片言の日本語で「服などの不用品はないか」と若いアジア系の女性が訪問してきたが断った。

消費生活相談員からのコメント

訪問販売事業者は, 勧誘に先立ち「事業者名, 勧誘する目的である事, 売買の目的の商品や役務の種類」を明らかにしなければなりません。さらに, 訪問購入業者は勧誘に先立って「勧誘を受ける意思があることを事前に確認しないで勧誘してはならない」と特定商取引法取引法で規制されています。突然訪問して不要品の買い取り等と勧誘してはいけないことになっています。

その他

- ・パソコンにカード会社のサポートを名乗るメールが届いた。個人情報を入力させようとしている。
- ・スマートフォンにメールで大手通販モールの事業者名で利用制限の案内が来た。ログインするよう指示があったため, 当該事業者のカスタマーサポートに問い合わせたところ, メールは偽物だと判明した。その後も数回同様のメールが来ている。

消費生活相談員からのコメント

最近の迷惑メールは大変精巧に作られていて, 本物かニセモノか見分けるのが難しくなっています。ですから, メールを受信したときは, たとえ公式メールだと思っても, 「最初は信頼せず, きちんと確認する」というゼロトラストの考え方が大切になります。

迷惑メール対策の3つの基本①メールを開かない(無視する)②リンクをクリック・タップしない③入力しない

(<https://www.dekyo.or.jp/soudan/contents/taisaku/3-1.html> 日本迷惑メール相談センターHP より引用)

各携帯電話会社でも迷惑メール受付等の対策がありますのでご確認ください。

食品の品質表示

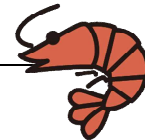
4・5月中に12名のウォッチャーが日常生活で店舗調査した結果です。下記の4つの品目について表示事項を確認しました。

〈4・5月分〉

品目別		調査品	表示事項	調査延べ店舗数	表示状況	
生 鮮 食 品	農産物	レタス	名 称	21	有	21
		無			0	
		バナナ		21	有	21
					無	0
	水産物	貝	21	有	21	
				無	0	
	畜産物	鶏肉	21	有	21	
				無	0	
加工食品		蒸しえび	・第1原材料の原産地表示・原材料名添加物・消費期限賞味期限・保存方法・内容量・製造者又は販売者の名称及び住所・アレルギー/遺伝子組み換え表示・栄養成分表示(5つの栄養成分)	10	有	10
					無	0

◆報告

- ・店舗に加工食品の「蒸しえび」がありませんでした。
- ・加工食品の「蒸しえび」がなかったので、「蒸しえびにぎり」を調査しました。
- ・5月中旬以降、やっと宮城県産のかつお刺身が食べられるようになった。
- ・キャベツがまだまだ高い。



消費生活相談員のコメント

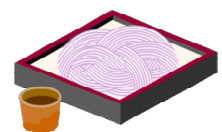
消費生活ウォッチャーの方々から、加工食品における食物アレルギー表示の方法について質問がありました。

表示義務のある特定原材料(8品目)は、「えび・かに・小麦・そば・卵・乳・落花生(ピーナッツ)・くるみ」で、表示方法は、原則として原材料名欄に記載されています。個別表示で表示できない場合や個別表示がなじまない場合は、一括表示されている事もあります。

そば(乾麺)の表示例 (アレルギー物質 そば の場合)



品名	そば(乾麺)
原材料名	そば粉(国産) 小麦粉 澱粉 食塩
内容量	200g
賞味期限	2024年12月25日
製造者	〇〇〇〇株式会社



上記のように、そば粉(小麦粉)と記載されていれば表示されていることになります。

～編集後記～

今年度は12名の方に大崎市消費生活ウォッチャーとして活動していただくことになりました。ウォッチャーの皆様には、大崎市内の店舗で販売されている食品の表示や問題と思われる販売や勧誘などを、毎月調査していただきます。

これらの調査結果をまとめ、消費生活関連の様々な情報をお伝えして参ります。

尚、今年度から「ウォッチャーだより」は隔月発行となりますが、詐欺防止や注意喚起情報を常に発信し被害の未然防止、情報発信をして参りますので、ぜひ、消費生活ウォッチャーだよりを皆様の生活にお役立てください。

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター(大崎市役所 民生部社会福祉課)

受付 月～金(祝日を除く)午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 ・ Fax. 0229-22-9047

E-mail: shohi@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号(本庁舎2階)



令和6年4月19日、第1回消費生活ウォッチャー会議が開催されました。(大崎市役所306会議室)

令和6年6月26日 発行